

議案の概要(2)

令和5年第4回市議会定例会

八王子市

目 次

- 1 八王子市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例設定について……………3
- 2 八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定について……………4
- 3 八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について……………5
- 4 八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について……………6

条例改正	八王子市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例設定について		総務部															
			職員課															
概要	東京都人事委員会勧告に基づき、一般職の任期付職員の給料表及び期末手当の支給月数を改定するもの																	
<p>【内容】</p> <p>東京都人事委員会勧告に基づき、民間事業所の給与実態等を踏まえ、一般職の任期付職員の給料表及び期末手当の支給月数を改定する。</p> <p><改正内容></p> <p>1 給料表の改定（第7条第1項） 全ての号給において、1, 200円～3, 200円の範囲で引き上げる。</p> <p>2 期末手当の支給月数の改定（第8条） 期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げる。（3.45月→3.5月）</p> <p>(1) 令和5年度（2023年度）12月期の期末手当の支給月数を1.775月とする。 (2) 令和6年度（2024年度）6月期以降の期末手当の支給月数を1.75月とする。</p> <p>令和5年度（2023年度）・令和6年度（2024年度）の支給月数</p> <table border="1" data-bbox="261 920 1385 1133"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度 (2023年度)</td> <td>期末 手当</td> <td>1.725月</td> <td>1.775月 (現行1.725月+0.05月)</td> <td>3.5月</td> </tr> <tr> <td>令和6年度 (2024年度)</td> <td>期末 手当</td> <td>1.75月</td> <td>1.75月</td> <td>3.5月</td> </tr> </tbody> </table> <p><施行日></p> <p>1 公布の日（改正内容2(1)） 2 令和5年（2023年）12月22日（改正内容1） 3 令和6年（2024年）4月1日（改正内容2(2)）</p>						6月期	12月期	計	令和5年度 (2023年度)	期末 手当	1.725月	1.775月 (現行1.725月+0.05月)	3.5月	令和6年度 (2024年度)	期末 手当	1.75月	1.75月	3.5月
		6月期	12月期	計														
令和5年度 (2023年度)	期末 手当	1.725月	1.775月 (現行1.725月+0.05月)	3.5月														
令和6年度 (2024年度)	期末 手当	1.75月	1.75月	3.5月														
<p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第204条、第204条の2</p>																		

条例改正	八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定について		総務部															
			職員課															
概要	市職員の期末・勤勉手当の改定に準拠し、市議会議員の期末手当の支給月数を改定するもの																	
<p>【内容】</p> <p>東京都人事委員会勧告に基づき、民間事業所の給与実態等を踏まえ、市職員の期末・勤勉手当の支給月数を改定する。そこで、市職員との均衡を図るため、市議会議員の期末手当についても同様の改定を行う。</p> <p><改正内容></p> <p>期末手当の支給月数の改定（第7条第2項）</p> <p>期末手当の年間支給月数を0.1月分引き上げる。（4.55月→4.65月）</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和5年度（2023年度）12月期の期末手当の支給月数を2.375月とする。 令和6年度（2024年度）6月期以降の期末手当の支給月数を2.325月とする。 <p>令和5年度（2023年度）・令和6年度（2024年度）の支給月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度 （2023年度）</td> <td>期末 手当</td> <td>2.275月</td> <td>2.375月 （現行2.275月+0.10月）</td> <td>4.65月</td> </tr> <tr> <td>令和6年度 （2024年度）</td> <td>期末 手当</td> <td>2.325月</td> <td>2.325月</td> <td>4.65月</td> </tr> </tbody> </table> <p><施行日></p> <ol style="list-style-type: none"> 公布の日（改正内容1） 令和6年（2024年）4月1日（改正内容2） <p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第204条、第204条の2</p>						6月期	12月期	計	令和5年度 （2023年度）	期末 手当	2.275月	2.375月 （現行2.275月+0.10月）	4.65月	令和6年度 （2024年度）	期末 手当	2.325月	2.325月	4.65月
		6月期	12月期	計														
令和5年度 （2023年度）	期末 手当	2.275月	2.375月 （現行2.275月+0.10月）	4.65月														
令和6年度 （2024年度）	期末 手当	2.325月	2.325月	4.65月														

条例改正	八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する 条例設定について		総務部															
			職員課															
概要	市職員の期末・勤勉手当の改定に準拠し、市長等の特別職の期末手当の支給月数を改定するもの																	
<p>【内容】</p> <p>東京都人事委員会勧告に基づき、民間事業所の給与実態等を踏まえ、市職員の期末・勤勉手当の支給月数を改定する。そこで、市職員との均衡を図るため、市長等の特別職の期末手当についても同様の改定を行う。</p> <p><対象となる特別職> 市長、副市長、教育長、常勤の監査委員、固定資産評価員</p> <p><改正内容> 期末手当の支給月数の改定（第4条第2項） 期末手当の年間支給月数を0.1月分引き上げる。（4.55月→4.65月） 1 令和5年度（2023年度）12月期の期末手当の支給月数を2.375月とする。 2 令和6年度（2024年度）6月期以降の期末手当の支給月数を2.325月とする。</p> <p>令和5年度（2023年度）・令和6年度（2024年度）の支給月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度 (2023年度)</td> <td>期末 手当</td> <td>2.275月</td> <td>2.375月 (現行2.275月+0.10月)</td> <td>4.65月</td> </tr> <tr> <td>令和6年度 (2024年度)</td> <td>期末 手当</td> <td>2.325月</td> <td>2.325月</td> <td>4.65月</td> </tr> </tbody> </table> <p><施行日> 1 公布の日（改正内容1） 2 令和6年（2024年）4月1日（改正内容2）</p>						6月期	12月期	計	令和5年度 (2023年度)	期末 手当	2.275月	2.375月 (現行2.275月+0.10月)	4.65月	令和6年度 (2024年度)	期末 手当	2.325月	2.325月	4.65月
		6月期	12月期	計														
令和5年度 (2023年度)	期末 手当	2.275月	2.375月 (現行2.275月+0.10月)	4.65月														
令和6年度 (2024年度)	期末 手当	2.325月	2.325月	4.65月														
<p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第204条、第204条の2</p>																		

条例改正	八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例設定について	総務部 職員課																						
概要	東京都人事委員会勧告に基づき、市職員の給料表、初任給及び期末・勤勉手当を改定するもの																							
<p>【内容】 東京都人事委員会勧告（以下「勧告」という。）に基づき、民間事業所の給与実態等を踏まえ、職員（会計年度任用職員以外の一般職の職員をいう。以下同じ。）の給料表、初任給及び期末・勤勉手当の支給月数を改定する。</p> <p><改正内容></p> <p>1 給料表の改定 公民較差の解消を図り、人材確保等の観点から初任層に重点を置きつつ、全級全号給について引き上げる（令和5年（2023年）4月に遡及して適用する。）。</p> <p>(1) 給料表(1) 一般行政職 ア 1級 全ての号給において、500円～7,900円の範囲で引上げ イ 2級 全ての号給において、600円～7,500円の範囲で引上げ ウ 3級 全ての号給において、700円～6,500円の範囲で引上げ エ 4級 全ての号給において、800円～5,200円の範囲で引上げ オ 5級 全ての号給において、1,000円引上げ</p> <p>(2) 給料表(2) 技能労務職・生活環境職 ア 1級 全ての号給において、1,100円～7,900円の範囲で引上げ イ 2級 全ての号給において、1,800円～3,900円の範囲で引上げ ウ 3級 全ての号給において、2,300円～2,800円の範囲で引上げ ※ 給料表(2)に関係する東京都の給料表については、勧告が行われないことから、東京都の労使交渉に基づく改定に準拠し改定する。</p> <p>(3) 給料表(3) 医師 ア 1級 全ての号給において、1,000円～10,100円の範囲で引上げ イ 2級 全ての号給において、1,100円～8,500円の範囲で引上げ ウ 3級 全ての号給において、1,300円引上げ</p> <p>2 初任給の改定 民間や国の初任給の状況を踏まえ引き上げる（令和5年（2023年）4月に遡及して適用する。）。</p> <table border="1" data-bbox="288 1464 1369 1753"> <thead> <tr> <th></th> <th>試験・学歴</th> <th>級・号給</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>改定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給料表(1) (一般行政職)</td> <td>I種 (大学卒)</td> <td>1級29号給</td> <td>187,900円</td> <td>196,200円</td> <td>8,300円</td> </tr> <tr> <td>II種 (短大2卒)</td> <td>1級17号給 ※備考適用</td> <td>162,500円</td> <td>170,400円</td> <td>7,900円</td> </tr> <tr> <td>III種 (高校卒)</td> <td>1級5号給</td> <td>152,200円</td> <td>160,100円</td> <td>7,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ II種の初任給は、給料表(1)備考の規定により、該当する号給の給料月額にかかわらず、上記の金額とする。</p> <p>3 勤勉手当の支給月数の引上げ（第18条第2項） 民間事業所における賞与の支給状況を踏まえ、勤勉手当の支給月数を引き上げる。</p> <p>(1) 職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の期末・勤勉手当の年間支給月数を0.1月分（4.5月→4.6月）引き上げ、勤勉手当に配分（2.15月→2.25月）する。 ア 令和5年度（2023年度）12月期の勤勉手当の支給月数を1.175月とする。 イ 令和6年度（2024年度）6月期以降の勤勉手当の支給月数を1.125月とする。</p>				試験・学歴	級・号給	改正前	改正後	改定額	給料表(1) (一般行政職)	I種 (大学卒)	1級29号給	187,900円	196,200円	8,300円	II種 (短大2卒)	1級17号給 ※備考適用	162,500円	170,400円	7,900円	III種 (高校卒)	1級5号給	152,200円	160,100円	7,900円
	試験・学歴	級・号給	改正前	改正後	改定額																			
給料表(1) (一般行政職)	I種 (大学卒)	1級29号給	187,900円	196,200円	8,300円																			
	II種 (短大2卒)	1級17号給 ※備考適用	162,500円	170,400円	7,900円																			
	III種 (高校卒)	1級5号給	152,200円	160,100円	7,900円																			

- (2) 定年前再任用短時間勤務職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を0.05月分(2.40月→2.45月)引き上げ、勤勉手当に配分(1.05月→1.10月)する。
 ア 令和5年度(2023年度)12月期の勤勉手当の支給月数を0.575月とする。
 イ 令和6年度(2024年度)6月期以降の勤勉手当の支給月数を0.55月とする。

令和5年度(2023年度)・令和6年度(2024年度)の期末・勤勉手当の支給月数
 (職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。))

		6月期	12月期	計
令和5年度 (2023年度)	期末手当	1.2月	1.2月	2.4月
	勤勉手当	1.075月	1.175月 (現行1.075月+0.1月)	2.25月
	計	2.275月	2.375月	4.65月
令和6年度 (2024年度)	期末手当	1.2月	1.2月	2.4月
	勤勉手当	1.125月	1.125月	2.25月
	計	2.325月	2.325月	4.65月

(定年前再任用短時間勤務職員)

		6月期	12月期	計
令和5年度 (2023年度)	期末手当	0.675月	0.675月	1.35月
	勤勉手当	0.525月	0.575月 (現行0.525月+0.05月)	1.1月
	計	1.2月	1.25月	2.45月
令和6年度 (2024年度)	期末手当	0.675月	0.675月	1.35月
	勤勉手当	0.55月	0.55月	1.1月
	計	1.225月	1.225月	2.45月

<施行日>

- 1 公布の日(改正内容3(1)ア、3(2)ア)
- 2 令和5年(2023年)12月22日(改正内容1、2)
- 3 令和6年(2024年)4月1日(改正内容3(1)イ、3(2)イ)

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)
 第204条、第204条の2